

**「自動車用電磁両立性試験所認定プログラム」
(AEMCLAP)
に係る試験所認定を受けるための補足手順**

JAB RL215 -2008

改定日：2008年5月1日

制定日：2004年8月27日

財団法人日本適合性認定協会

「自動車用電磁両立性試験所認定プログラム」(AEMCLAP)に係る 試験所認定を受けるための補足手順

1. 適用範囲

本文書は、JIS Q 17025 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」及び JAB RL159 「「自動車用電磁両立性試験所認定プログラム」(AEMCLAP)に係る試験所に対する認定の補足基準」に準拠した試験所が、試験所として適格であることの審査を財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という。）から受ける場合に遵守しなければならない要求事項を、JAB RL200 の補足手順として定めるものである。

本協会は、DaimlerCrysler Corporation, a Delaware corporation（以下、DaimlerCrysler という。）\ Ford Motor Company, a Delaware corporation(以下、Ford という。)及び General Motors Corporation, a Delaware corporation（以下、GM という。）(まとめて OEMs という。)と覚え書き(JAB Memorandum of Understanding)（以下、MOU という。）を締結した認定機関として、当該試験所の審査及び認定を行い、その結果を OEMs に通知する。本協会の認定結果に基づき、OEMs が当該試験所の承認を行う。なお、本協会の認定は、OEMs 又は OEMs 各社による認定の承認が担保されるものではない。

本文書は「自動車用電磁両立性試験所承認プログラム」(Automotive Electromagnetic Compatibility Testing Laboratory Recognition Program)(以下、AEMCLRP という。)に基づいて作成された、本協会の認定のための「補足手順」であり、本協会は、審査に際して本文書への適合を要求する。

2. 引用文書

AEMCLRP	Supplemental Automotive EMC Requirements “Automotive EMC Laboratory Recognition Program”
JIS Q 17025	「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」
JAB RL159	「自動車用電磁両立性試験所認定プログラム」(AEMCLAP)に係る試験所に対する認定の補足基準
JAB RL200	認定を受けるための手順及び権利と義務（試験所・校正機関、臨床検査室、標準物質生産者及び検査機関）

3. AEMCLAP 試験所認定を受けるための補足手順

自動車用電磁両立性試験所認定プログラム (Automotive Electromagnetic Compatibility Testing Laboratory Accreditation Program)（以下、AEMCLAP という。）に基づいて試験を行う試験所（以下、AEMCLAP 試験所という。）は、認定のための補足手順として AEMCLRP の第 4 章の Assessment Cycle に関する事項及び第 5 章並びに以下の事項を遵守しなければならない。

- a) JAB による認定決定、審査結果、及び試験所に関する情報を、審査報告書を含めて OEMs に提供することに同意しなければならない。
- b) OEMs から試験所の技量に対する苦情があった場合は、速やかに苦情の原因究明と是正処置を行い、実施記録の写しと共に、その結果を本協会に書面で通知しなければならない。

備考：AEMCLRP の要求事項は最新版のものを適用するものとし、OEMs のウェブサイトからダウンロードするものとする。

4 . 申請書の様式

AEMCLAP 試験所認定を受けようとする者は、本協会に申請書を提出しなければならない。なお、初回又は拡大申請の場合であって Addendum to AEMCLRP Fourth Edition(2007 年 5 月 25 日発行)の B)項に規定する AEMCLRP application が OEM s から accept されていない場合にあっては本協会は申請を受理しない。

4.1 本協会に提出する申請書の様式

申請書の様式は、JIS Q 17025 に基づく認定申請の様式を使用するものとし、その添付資料として 4.2 項の事項を記載するものとする。ただし、JAB JIS Q 17025 に基づく認定申請の際の情報と同一の情報については、該当する文書の番号等を特定する情報を記載することでよい。

4.2 本協会に提出する申請書の中には以下の内容が含まれていなければならない。

- a) 「試験所・校正機関 認定申請書」(JAB RFL01)
(注) 認定申請、更新又は変更の認定範囲(試験方法名)を和文及び英文で明記すること。なお、業務の範囲を限定する認定を受けようとする場合は、対象とする試験の種類・範囲、その他業務の範囲
- b) 「誓約書」(JAB RFL05)
- c) 「認定申請書添付書類リスト(試験所・校正機関)」(JAB RFL03)及び「認定申請書添付書類」一式
- d) 「申請用チェックリスト(17025)」(JAB RFL35)
- e) 「AEMCLAP チェックリスト」(AEMCLRP APPENDIX C ~ M)
- f) AEMCLRP APPENDIX C.1 で規定された PREREQUISITES の情報(初回及び拡大の場合は C.1 a. ~ e.、更新の場合は C.1 g.及び h.。各 5 部)

4.3 Interim Assessment(6.1 又は 6.2 で規定するサーベイランスをいう。)の時の提出書類

Interim Assessment において事前に本協会に提出する書類の中には AEMCLRP APPENDIX C.1 g.及び h.の情報が各 5 部含まれていなければならない。

5 . AEMCLAP の認定と AEMCLAP 以外の認定を受ける場合の取り扱い

- 5.1 AEMCLAP 以外の電気試験で本協会の認定を既に受けている試験所が、AEMCLAP 試験の認定を受けようとする場合は、認定範囲の拡大申請として取り扱う。
 - 5.2 AEMCLAP 試験の認定を受けた後に AEMCLAP 以外の電気試験の認定を受けようとする場合も認定範囲の拡大申請として取り扱う。
 - 5.3 AEMCLAP 試験の認定と AEMCLAP 以外の電気試験の認定を同時に受けようとする場合は全体で単一の電気試験の認定申請として取り扱う。
- 6 . 初回審査後、又は更新審査後の第 2 回目の定期サーベイランスの実施時期
- 6.1 初回審査後、又は更新審査後の第 2 回目の定期サーベイランスは、AEMCLRP の Table 2 で規定する Interim Assessment と解釈する。
 - 6.2 初回審査後、又は更新審査後の第 2 回目の定期サーベイランスは、RL200 第 5.8 項の規定にかかわらず、直近認定日から 22 ヶ月以降、27 ヶ月以前に行う。
 - 6.3 初回又は更新認定後 21 ヶ月以内に認定範囲の拡大の認定(以下「拡大認定」という。)で初めて AEMCLAP 試験所認定を受けた場合にあっては拡大認定日から 27 ヶ月以前に行う定期サーベイランス(複数ある場合は遅い方)を AEMCLRP の Table 2 で規定する Interim Assessment と解釈する。

以上